

一般社団法人日本カウンセリング学会定款細則

第1章～第7章（略）

第8章 カウンセリング心理士の資格認定

〔資格の認定〕

第42条 本学会は、定款4条5により「カウンセリング心理士」の養成を行い、資格認定制度を設ける。併せて「認定スーパーバイザー」・「准認定カウンセラー」の資格認定制度も設ける。

- 2 資格認定制度の運用は、定款第36条に基づき事業推進機関として特別委員会「資格認定委員会」を設置して行う。
- 3 資格認定の可否は執行役員会において決定される。
- 4 資格を継続して保持するために、5年に1回資格認定委員会より「更新」を認められなければならない。更新については別に定める。
- 5 資格認定に関わるスーパーバイザーは本学会が認定するものとする。

〔資格認定の条件〕

第43条 「カウンセリング心理士」の認定を申請するための条件は次の試験方式か推薦方式のいずれかを満たすこととする。

2 認定申請条件1（試験方式）

試験方式は、下記の条件を満たしている者が申請できる。

- ① 本学会に正会員、名誉会員、推薦会員として引き続き2年以上在会、あるいはカウンセリング関係の修士課程在学者並びに修了者にあつては1年以上在会し、会員としての義務を果たし、会員たるにふさわしい者。
- ② 「本学会カウンセリング心理士養成カリキュラム（改定版）」（付則）の研修基準に基づいた学習をしている者。なお、「カウンセリング心理士」資格認定大学院修了者及び修了予定者においては、上記の養成カリキュラム学習という条件を満たしているとする。
- ③ 公認心理師資格取得者及び取得予定者においては、上記の養成カリキュラムA領域（カウンセリング心理学領域）を学習していること。

3 認定申請条件2（推薦方式）

推薦方式は、本学会の会員で下記の4つの条件のいずれかを満たし、カウンセリング実践にかかわる業績が顕著である者が申請できる。

- ① 本学会の会員で、大学または短大の専任教員として、5年以上にわたりカウンセリング関係の授業を担当し、人格識見ともに優れている者。
- ② 本学会の会員で、大学・短大以外の諸機関において、5年以上にわたりカウンセラー養成に携わり、人格識見ともに優れている者。
- ③ 本学会の会員で、相談機関のカウンセラー（相談員）として、5年以上にわたり週4日以上勤務しており、人格識見ともに優れている者。

例) 教育センター相談員、児童相談所心理判定員、学生相談室カウンセラー、

カウンセリングセンターカウンセラー等

- ④ 本学会の会員で、公認心理師の資格を有している者及び公認心理師試験に合格し資格授与が予定されている者。

[資格審査]

第44条 「カウンセリング心理士」の資格審査は次の通りとする。

1 認定申請条件1（試験方式）

本人からの申請により、書類審査、筆記試験、スーパービジョンに基づいた面接試験を行う。なお、「カウンセリング心理士」資格認定大学院修了者及び修了予定者は、筆記試験を免除する。

2 認定申請条件2（推薦方式）

「認定スーパーバイザー」からの推薦に基づき、必要な資料を検討し、書類審査、必要あれば面接試験を行う。

[資格認定の手続き]

第45条 「カウンセリング心理士」の資格認定の手続きは、次に定めるところによる。

- ① 「カウンセリング心理士」の資格認定を受けようとする者は、審査料を添えて所定の申請書類を資格認定委員会に提出しなければならない。
- ② 資格認定は毎年1回行うこととする。
- ③ 資格認定委員会は、試験方式の場合は、書類審査・筆記試験・面接試験を行う。推薦方式による認定の場合は、候補者から提出された申請書に基づいて審査を行い、その結果を執行役員会に報告し、執行役員会が認定する。
- ④ 審査の方法や手続きは、資格認定委員会の定める申し合わせによるものとする。
- ⑤ 審査料は20,000円、認定料は30,000円とする。
- ⑥ 資格審査に合格し所定の費用を納付した者は、本学会「カウンセリング心理士名簿」に記録され、機関誌等に広報される。なお登録の期日は、資格審査に合格した翌年度の4月1日付とする。
- ⑦ 大学院修士課程在学者として、資格審査に合格した場合は、大学院修了を条件として認定証を与える。
- ⑧ 「カウンセリング心理士」資格認定大学院の申請手続きについては別途定めるものとする。
- ⑨ 認定証の有効期限は5年間とし、一定の手続きを経て更新することができる。
- ⑩ 認定証を交付された後に、「カウンセリング心理士」の資格を失効した者は、機関誌に公示すると共に、登録名簿から抹消し認定証の返還を求める。
- ⑪ 「カウンセリング心理士」が本学会の倫理綱領に抵触した場合には、倫理委員会の勧告に基づき、登録を一定期間停止または抹消されることがある。

[カウンセリング心理士の資格更新]

第46条 本学会が認定する「カウンセリング心理士」の資格更新を希望する場合には、資

格の有効期限が切れる前年の12月までに、次に示すⅠ～Ⅸの領域の中から3領域以上にわたって、計10ポイント（以下、Pと略す）以上を取得しなければならない。

ただし、「Ⅱ 一般社団法人日本カウンセリング学会への参加」を必ず2P以上取得しなければならない。

なお、Ⅰ～Ⅸ領域の実践内容及び研究業績は、「カウンセリング心理士」の資格取得（または、前回の更新）から次の更新時までの間に実践・刊行・掲載されたものを対象とする。

資格更新の申請にあたっては、Ⅰ～Ⅸ領域の中から3領域以上にわたって10P分を記入すればよい。数多くのPの記入は不必要である。

I. カウンセリングの実践、及び指導活動

1. カウンセリングの実践活動

週8時間以上で1年間にわたる実践を各5Pとして計算し、最大10P（2年間）まで認められる。週4～7時間の場合は1年間で3Pとする。週3時間以下の場合にはPは認められない。

Pを取得するためには、所属長の証明書を提出すること。審査に合格すれば年間5P単位で最大10Pまでの取得が認められる。

2. 本学会が認定したスーパーバイザー等により指導を受けた実習（スーパービジョン）

自分が実践したカウンセリングの事例に関して、本学会が認めたスーパーバイザー等からスーパービジョンを受けたものを1回5Pとして計算し、最大10Pまで認められる。

ただし、複数回のスーパービジョンを受ける場合には、クライアントの主訴・年代等が異なるものとする。なお、個人のカウンセリング面接だけでなく、グループ体験のファシリテーター経験等の広義のカウンセリング活動を含むことが望ましい。

Pを取得するためには、カウンセリング面接、またはグループ体験の記録、及び所定の様式によるスーパーバイザーの評価票を添付すること。

3. カウンセリングに関する指導活動

大学院、大学、短期大学、民間のカウンセラー養成機関等において、カウンセリング及びその周辺領域に関する科目の指導を担当している場合等は、次の基準によりPを取得することができる。ただし、最大10Pまでとする。

①・②のPの取得に当たっては、シラバス及び時間割等の提出が必要である。

③については報告書の添付が必要である。

①大学院での指導活動

大学院においてカウンセリングに関する授業を担当した場合には、講義・演習は2単位、実習は1単位をもって1年間5Pとする。P取得は年度ごとに加算される。ここでいうカウンセリングに関する授業とは、「カウンセリング心理学特論」「心理アセスメント特論」「カウンセリング演習」「カウンセリング基礎実習」「グループ体

験学習」等をさす。

なお、カウンセリングの周辺領域に関する科目の場合には、講義・演習は2単位、実習は1単位をもって1年間2Pとする。P取得は年度ごとに加算される。ここでいうカウンセリングの周辺領域に関する科目とは、「発達心理学特論」「教育心理学特論」「社会心理学特論」「特別支援教育学特論」「心理統計演習」等をさす。

②大学学部・短期大学・民間のカウンセラー養成機関等での指導活動

大学学部・短期大学等の機関で、カウンセリングに関する科目の授業を2コマ(90分×2科目)以上担当した場合には1年間4P、授業時間数がそれ以下の場合には1年間2Pとする。P取得は年度ごとに加算される。なお、民間のカウンセラー養成機関等における指導時間の換算に当たっては、15時間の指導時間を2Pとして計算する。

③スーパーバイザーとしての指導活動

本学会会員、及び本学会「カウンセリング心理士」資格取得希望者などに対してスーパービジョンを実施した場合には、一回につき5Pの取得が認められる。

II. 一般社団法人日本カウンセリング学会大会への参加(必修:2P)

Pの取得に当たっては、内容が明らかになるものを提出すること(参加証・参加費の領収書・プログラムの写し等)。最大10Pまで認められる。

なお、1回の大会参加では、次の1から7のいずれか一つのPを取得することができるだけであり、重複取得は認められない。ただし、大会時に開催される研修会への参加は別のPとして認められる。

1. 研究大会への参加者…2P
2. 単独口頭発表者(ポスター発表を含む)、及び連名発表の筆頭者…5P
3. 連名発表者(筆頭者以外)…3P
4. シンポジウム等の企画者…5P
5. シンポジウム等の司会者・話題提供者・指定討論者…3P
6. 大会に伴う基調講演・小講演などの講師…5P
7. 大会の運営を担当した委員等…3P

III. 一般社団法人日本カウンセリング学会が行う研修会・ワークショップ等への参加

Pを取得するためには、修了証のコピーを提出すること。受講者の場合は、同一内容の研修会やワークショップでのPの重複取得は認められない。

受講者は2.5時間を1Pとする。講師は2.5時間を2Pとする。

1. 学会大会に伴って行われる研修会への参加

ただし最大10Pまでとする。参加者の場合は、同一内容の科目を重複履修してもポイントとはならない。

2. 本学会が行う研修会・公開シンポジウム等への参加

ただし最大6Pまでとする。

IV. 日本カウンセリング学会「カウンセリング心理士会」及び「本学会支部会」が行う研修会等への参加（最大：10P）

受講者は2.5時間を1Pとする。講師は2.5時間を2Pとする。

1. カウンセリング心理士会主催の研修会
2. 本学会支部主催の研修会
3. 年間を通して行われる研修会や事例研究会など（年間合計8時間以上のもの）

（例）1回2時間の研修を年間5回実施した場合、4回以上参加のこと。

・参加者…1年間で4P、講師・事例提供・発表などを行なった場合は1年間で5Pとする。

Pが認められるためには、主催団体が発行した証明書の添付が必要である。

V. 関連のある他学会大会への参加

「関連のある他学会」とは、教育、保健医療、福祉、産業・労働、司法・犯罪等の各領域に関わる心理学、カウンセリング学等に関するもので日本学術会議協力学術研究団体に指定されているもの。参加の状況が明らかになるものを提出（参加証・参加費の領収書・プログラムの写し等）すること。ただし最大10Pまでとする。

1. 研究大会への参加者…1P
2. 単独口頭発表者（ポスター発表を含む）、及び連名発表の筆頭者…3P
3. 連名発表者（筆頭者以外）…2P
4. シンポジウム等の企画者・司会者・話題提供者・指定討論者…3P
5. 大会に伴う基調講演・小講演などの講師…3P
6. 大会の運営を担当した委員等…2P
7. 海外の関連学会における研究発表及び講演の講師など…5P

VI. 本学会が認める学会等が開催する研修会・ワークショップ等への参加

内容がカウンセリング及びその周辺領域に関するものに限る。本学会が認める学会等とは以下のとおりとする。

1. 日本学術会議協力学術研究団体並びに日本心理学諸学会連合に指定されている学会及びその支部会が開催するもの。
2. カウンセリングに関わる職能団体及びその支部会等（日本臨床心理士会、日本教育カウンセラー協会、日本産業カウンセラー協会、日本学校心理士会、日本臨床発達心理士会、特別支援教育士資格認定協会、日本スクールカウンセリング推進協議会等）が開催するもの。

ただし最大5Pまでとする。受講者は、同一内容の科目を重複履修してもPとはならない。

受講者は2.5時間を0.5Pとする。講師は2.5時間を1Pとする。

VII. 研究論文等の発表

コピーを提出すること（執筆箇所がわかるもの）。ただし最大10Pとする。

1. 日本カウンセリング学会機関誌への研究論文の掲載（原著，資料とも）
単著…10P（共著の筆頭者も同じ） 共著の連名者…7P
2. 日本カウンセリング学会機関誌「カウンセリング研究」、及び日本カウンセリング学会会報への短報等の掲載 単著…3P，共著…1P
3. 大学の学部・研究所等の紀要や事例集及び他学会機関誌への研究論文の掲載 単著…5P，共著…3P
4. 大学の学部・研究所等の紀要や事例集及び他学会機関誌への短報等の掲載 単著…2P，共著…1P
5. 教育センター等の研究紀要及び一般誌への研究論文の掲載 単著…3P，共著…1P

VIII. カウンセリング及びその周辺領域に関する著書の刊行

コピーを提出すること（一部分でも可。目次・奥付など執筆部分が明らかになるもの）。ただし最大10Pとする。

1. 単行本 単著…10P，共著の筆頭者…8P，共著…5P，分担執筆…3P
2. 編著 単独…8P，共編…5P
3. 翻訳書 単訳…5P，共訳…3P

IX. 海外におけるカウンセリング及びその周辺領域に関する視察研修への参加

（海外で開催されるカウンセリング関連学会への参加、またはカウンセリング関係の教育施設等への訪問等）。ただし最大5Pとする。

*参加を証明する資料を提出

- ・1ヶ月以上にわたる海外研修 …5P
- ・7日～10日間程度の海外研修…3P

[カウンセリング心理士の資格更新手続き]

第47条 本学会「カウンセリング心理士」は、第46条に定める期間の経過後も引き続き資格更新を希望する場合には、5年ごとに第46条に定める実践・研修等を行わなければならない。

- 2 資格更新にあたって第46条に定める更新時の条件について所定の期日までに定められた書式により、資格認定委員会に報告しなければならない。
- 3 資格認定委員会は提出された書式を審査し、条件が整っている場合はその旨を執行役員会に報告し、執行役員会が更新を承認する。
- 4 更新審査料は10,000円、認定料は10,000円とする。なお登録の期日は、資格更新審査に合格した翌年度の4月1日付とする。

[カウンセリング心理士の資格更新の延期]

第48条 海外への留学、出産・育児、病気、または家族の介護等により、1年以上5年未満の期間にわたり、所定のポイントを取得できない者は、以下の手続きにより措置するものとする。

- 2 上記の事実を証明する資料を添えて、更新時期の延長を申し出て、許可を得るものとする。
- 3 前項に関する延期の期間は申請の期間とする。ただし、2年間を限度とする。かつ、次回更新年度は当該者の所定の更新年度による。
- 4 不足のポイントは第2項により措置された延長期間内（1年以上2年未満）に取得して更新手続きをとるものとする。
- 5 1年未満の延期を必要とする者は、所定のポイント取得に代替してケース研究（レポート）の提出により措置されることも可とする。
- 6 期間内にポイントが取得できずに資格を失った者は、その後認定申請条件1（試験方式）により資格審査を受けることができる。

第9章 准認定カウンセラーの資格認定

【准認定カウンセラーの資格認定】

第49条 本学会は「カウンセリング心理士」の資格取得を目指すために「准認定カウンセラー」制度を設ける。

2 「准認定カウンセラー」を希望し認定を申請するためには次の条件を満たす必要がある。

- ① 本学会会員であること
- ② カウンセリング心理士養成カリキュラムの次の時間の学習を満たしている者
 - A カウンセリング心理学 25 時間
（「カウンセリングの理論と実際」7.5 時間を含むこと）
 - B カウンセリング・アセスメント 10 時間
（「心理アセスメント概論」7.5 時間を含むこと）
 - D カウンセリング演習 25 時間
- ③ 「准認定カウンセラー」の資格取得後にスーパービジョンを受けるスーパーバイザーが決定していること

【准認定カウンセラーの資格審査】

第50条 本人からの申請により、資格認定委員会において書類審査を行う。

【准認定カウンセラーの資格認定の手続き】

第51条 准認定カウンセラーの資格認定の手続きは、次に定めるところによる。

- ① 本学会「准認定カウンセラー」の資格認定を受けようとする者は、審査料を添えて所定の申請書類を資格認定委員会に提出しなければならない。
- ② 資格認定委員会は、申請者から提出された申請書に基づいて審査を行い、その

結果を執行役員会に報告し、執行役員会が認定の承認をする。

- ③ 審査の方法や手続きは、委員会の定める申し合わせによるものとする。
- ④ 審査料は 10,000 円、認定料は 20,000 円とする。
- ⑤ 資格審査に合格し所定の費用を納付したものは、本学会「准認定カウンセラー名簿」に登録され機関誌等に広報される。なお、登録の期日は資格審査に合格した翌年度の 4 月 1 日付とする。
- ⑥ 認定証の有効期限は 5 年間とし、一定の手続きを経て更新することができる。
- ⑦ 認定証を交付された後に、准認定カウンセラーの資格を失効した者は、機関誌に公示すると共に、登録名簿から抹消し認定証の返還を求める。
- ⑧ 准認定カウンセラーが本学会の倫理綱領に抵触した場合には、倫理委員会の勧告に基づき、登録を一定期間停止または抹消されることがある。

[准認定カウンセラーの資格更新]

第 5 2 条 本学会が認定する「准認定カウンセラー」の資格更新を希望する場合には、資格の有効期限が切れる前年の 12 月までに、次の更新条件を満たすことが必要である。

- ① 一般社団法人日本カウンセリング学会大会への参加 1 回以上（必修）
- ② カウンセリング心理士養成カリキュラムから 30 時間以上の研修

[准認定カウンセラーの資格更新手続き]

第 5 3 条 本学会「准認定カウンセラー」は、第 5 2 条に定める期間の経過後も引き続き資格更新を希望する場合には、5 年ごとに第 5 2 条に定める実践・研修等を行わなければならない。

- 2 資格更新にあたって第 5 2 条に定める更新時の条件について所定の期日までに定められた書式により、資格認定委員会に報告しなければならない。
- 3 資格認定委員会は提出された書式を審査し、条件が整っている場合はその旨を執行役員会に報告し、執行役員会が更新を承認する。
- 4 審査料は 10,000 円、認定料は 10,000 円とする。なお登録の期日は、資格更新審査に合格した翌年度の 4 月 1 日付とする。

第 10 章 認定スーパーバイザーの資格認定

[認定スーパーバイザーの認定]

第 5 4 条 第 4 2 条第 5 項の規定による「本学会認定スーパーバイザー(以下“スーパーバイザー”と略記)」の認定及び更新等の手続きは以下に定めるところによる。

[スーパーバイザーの資格認定の手続き]

第 5 5 条 スーパーバイザーの資格認定を申請するためには、次の 1～5 の条件を満たすことが必要である。

- 1 カウンセリング心理士の資格を所持していること。
- 2 カウンセリングの実践歴が10年以上あること。
- 3 原則として、大学、大学院、教育センター、民間機関等におけるカウンセリングのスーパーバイザー経験（指導歴）が5年以上あること。
- 4 カウンセリング心理学隣接諸科学専攻修士課程を修了していること。
- 5 本学会ならびにカウンセリング心理士会が主催するスーパービジョンに関わる研修会の受講証明書（5時間、2p以上）を取得していること。なお、申請時未取得の場合は、1年以内に取得すること。
- 6 資格審査に当たっては、次の2点を参考にする。
 - (1) カウンセリングの研究歴（書籍、雑誌、大会等における研究発表など）
 - (2) カウンセリングに関する諸活動（学会大会、研修会等への貢献や地域における指導歴など）

[スーパーバイザーの資格認定の手順]

第56条 スーパーバイザーの資格認定の手順は、次の通りとする。

- 1 上記の5条件を満たし、スーパーバイザー資格認定を希望する者は、資格認定委員会に、社員もしくは認定スーパーバイザーの推薦書を添えて申請する。
- 2 資格認定委員会は、候補者から提出された申請書に基づいて審査を行い、その結果を執行役員会に報告し、執行役員会が認定スーパーバイザーの資格を授与する。

[スーパーバイザーの資格認定の手続き]

第57条 スーパーバイザーの資格認定の手続きは、次の通りとする。

- 1 第42条に基づくスーパーバイザーの資格認定を受けようとする者は、審査料を添えて所定の申請書類を所定の期日までに資格認定委員会に提出する。
- 2 スーパーバイザーの資格認定は年1回行う。
- 3 審査の方法や手続きは、委員会の定める申し合わせによる。
- 4 審査料は10,000円、認定料は10,000円とする。

[スーパーバイザーの資格認定証の交付]

第58条 スーパーバイザー認定証の交付等については、次の通りとする。

- 1 資格審査に合格し所定の費用を納付した者は、本学会「カウンセリング心理士名簿」に「認定スーパーバイザー」として登録される。登録された者には認定証が交付される。なお登録の期日は、資格審査に合格した翌年度の4月1日付とする。
- 2 認定証の有効期限は5年間とし、一定の手続きを経て更新することができる。なお、カウンセリング心理士資格の有効期限は、スーパーバイザー資格の有効期限に合わせることにする。
- 3 認定証を交付された後に、カウンセリング心理士あるいはスーパーバイザーの

資格を失効した者は、機関誌に公示すると共に、登録名簿から抹消し認定証の返還を求める。

- 4 スーパーバイザーが本学会の倫理綱領に抵触した場合には、倫理委員会の勧告に基づき、登録を一定期間停止または抹消されることがある。
- 5 認定証の交付等に関するその他のことは、委員会の定める申し合わせによるものとする。

[認定スーパーバイザーの公示等]

第59条 スーパーバイザーの公示及び職務は次の通りとする。

- 1 スーパーバイザーの氏名・勤務先・専門分野（領域）等は、機関誌などに公示し本学会会員に周知される。
- 2 スーパーバイザーは、スーパービジョンを受けたい会員から直接に連絡を受けスーパービジョンを実施する。
- 3 スーパービジョンの実施にあたり、スーパーバイザーが実践したカウンセリングの事例やグループ体験のファシリテーター経験の概要をまとめたものなどの提出を求め、スーパービジョンを行う。
- 4 スーパービジョンは、申請者の知識、技能、態度、職能倫理などについて行う。
- 5 個別カウンセリングに対するスーパービジョンを行う際には、次の点を含むものとする。
 - ① カウンセリングの契約、場面構成等
 - ② カウンセリング関係
 - ③ 問題の把握（主訴の把握・アセスメントなど）
 - ④ クライアントへのアプローチの仕方
 - ⑤ カウンセリングの過程（カウンセリングプロセス）
 - ⑥ ケースマネジメント（周囲との連携、環境調整など）
- 6 グループ体験のファシリテーター経験に対するスーパービジョンを行う際には、次の点を含むものとする。
 - ① グループの構成（メンバーの構成、グループの実施回数など）
 - ② グループ体験の目的
 - ③ ファシリテーターのアプローチ（理論的背景など）
 - ④ ファシリテーターのグループへの関わり方
 - ⑤ グループ体験の過程（グループプロセス）
- 7 その他、第59条第5項および第6項以外の際には、スーパーバイザーの判断で適切にスーパービジョンを行う。
- 8 スーパーバイザーは、スーパービジョンの結果を所定の書類（「実施報告書」）にまとめ、その1部をスーパーバイザーに渡し、1部を控えとして保存することとする。スーパービジョンを受けた者（スーパーバイザー）が、本学会カウンセリング心理士の資格認定及び更新の審査を受けようとする場合には、スーパービジョンの結果を記入した書類の写しを申請書類に添えて提出するものとする。

[スーパーバイザーの資格更新]

第60条 スーパーバイザーの資格更新は次の通りとする。

- 1 資格更新を希望するスーパーバイザーは、資格の有効期限が切れる前年の12月までに更新の申請を行うこととする。
- 2 スーパーバイザーの資格更新は、カウンセリング心理士の資格更新と同時に行う。従って更新の際には、カウンセリング心理士の資格更新に関する書類も提出する。
- 3 資格更新にあたっては、スーパーバイザーとして5年間に実施したスーパービジョンの一覧表並びに結果の写しを添付する。併せて、資格有効期限内に本学会ならびにカウンセリング心理士会が主催するスーパービジョンに関わる研修を受け、その受講証明書（5時間、2P以上）の写しを提出することとする。（なお、未受講の場合は、1年以内に研修を受け、その受講証明書を提出し、その時点で継続を許可する）
- 4 スーパーバイザーの資格更新時に要する費用は、カウンセリング心理士更新を含めて、審査料は10,000円、認定料は20,000円とする。
- 5 スーパーバイザーとしての資格更新を希望しない場合にも、カウンセリング心理士の資格更新を行うことができる。

第11章以下（略）